

## 議第52号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第22条」を削り、「第23条～第26条」を「第22条～第25条」に改める。

第7条第1項第1号中「350,000円」を「390,000円」に改め、同項第2号中「380,000円」を「420,000円」に改める。

第10条の2第2号中「, 法第72条の4第1項の規定による繰入金」を削り、「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第11条ただし書中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第12条第1項第7号中「租税条約の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第8号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第14条の3ただし書中「130,000円」を「140,000円」に改める。

第14条の9ただし書中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第17条第2項及び第4項中「第11号」を「第8号」に改める。

第21条を削り、第5章中第22条を第21条とし、第6章中第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第7項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第11条、第14条の3及び第14条の9の規定は、平成23年度分の保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の賦課額のうち基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定する等の必要があるので提案する。